

令和5年度（2023年度）
定期監査結果報告書
（1月、2月、3月実施分）

豊中市監査委員

目 次

第 1	豊中市監査基準に関する規程への準拠	1
第 2	監査の種類	1
第 3	監査の期間	1
第 4	監査の対象	1
第 5	監査の着眼点	2
第 6	監査の実施内容	2
第 7	監査の結果	2
(1)	都市活力部	3
(2)	福祉部	4
(3)	消防局	5
(4)	環境部	6
(5)	都市計画推進部	7
(6)	一般財団法人豊中市住宅協会	8
(7)	市民協働部	9
(8)	都市基盤部	10
(9)	市立豊中病院事務局	11
(10)	上下水道局	12

※令和 6 年（2024 年）1 月、2 月、3 月に実施した定期監査の結果についてとりまとめたものです。

第1 豊中市監査基準に関する規程への準拠

監査は、豊中市監査基準に関する規程（令和2年豊監告示第1号）に準拠して実施した。

第2 監査の種類

地方自治法第199条第1項に規定する財務監査及び同条第2項に規定する行政監査

第3 監査の期間

令和5年（2023年）12月26日から令和6年（2024年）3月28日まで

第4 監査の対象

対象部局	重点対象課	監査委員監査実施日
都市活力部	スポーツ振興課	1月30日
福祉部	福祉指導監査課	1月30日
消防局	消防総務課、予防課	1月30日
環境部	公園みどり推進課、花とみどりの相談所	2月29日
都市計画推進部	住宅課、[指定管理者制度導入施設]市営住宅、 [財政援助団体等]一般財団法人豊中市住宅協会	2月29日
市民協働部	庄内出張所、新千里出張所	2月29日
都市基盤部	交通政策課	3月28日
市立豊中病院 事務局	病院総務課	3月28日
上下水道局	窓口課、浄水課	3月28日

第5 令和5年度監査の着眼点

監査対象部局の所掌事務のうち、令和5年度（2023年度）における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務の執行が、法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査を実施した。

財務監査と併せて行政監査を実施し、行政監査については、事務一般を対象とするとともに、共通項目として、「寄附の処理についての事務」の執行を対象として設定し、同様に実施した。

第6 監査の実施内容

監査委員による監査に先立ち、あらかじめ提出を求めた監査資料及び関係書類、帳票等の通査や照合、実査などを行い、関係職員から説明を聴取するなど、事務局職員による予備監査を実施した。

監査資料等に基づき部長等関係職員から事務の執行状況について説明を受けるとともに、質問・確認を行うなど、監査委員による監査を実施した。

第7 監査の結果

第1から第6までの記載事項のとおり監査した限り、重要な点において、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていることがおおむね認められた。

なお、次項以下に記載のとおり、監査の結果、是正又は改善を求めるものとして「イ．指摘事項」、改善に向けて取り組まれるよう求めるものとして「ロ．要望事項」、そのほか指摘・要望事項には至らないが、事務処理上留意すべき事項については「ハ．留意事項」とした。

「イ．指摘事項」、「ロ．要望事項」については、措置状況等の報告を求めるものである。「ハ．留意事項」については、その都度口頭で改善を求めたところである。

今回の監査結果も踏まえ、各部局において、法令等を遵守した事務執行がなされているか、改めて確認する等適正な事務の執行に努められたい。

また必要に応じて、より効果的な内部統制の整備及び運用に活用されたい。

(1) 都市活力部

イ. 指摘事項（是正又は改善を求めるもの）

該当なし

ロ. 要望事項（改善について検討を求めるもの）

該当なし

ハ. 留意事項（事務処理上留意すべき事項）

次の事項については、留意事項として事務処理に当たり留意されたい。

① 収入事務に関する事項

該当なし

② 支出事務に関する事項

- ・「支出負担行為伺兼決定書 5年」簿冊において、決裁日の記入のないもの、有効期限を過ぎた見積書の添付されているものがあった。（スポーツ振興課）

③ 契約事務に関する事項

- ・「契約（文書起案） 5年」簿冊において、仕様書が契約書に綴じ込まれていないものがあった。（スポーツ振興課）

④ 現金等管理事務に関する事項

該当なし

⑤ 物品管理事務に関する事項

該当なし

⑥ 行政文書の作成及び管理に関する事項

- ・「車両実績報告書 1年」簿冊において、出発時間、到着時間などの記入の漏れているものや鉛筆書きのものがあった。（スポーツ振興課）

⑦ 職員の給与・手当等に関する事項

該当なし

(2) 福祉部

イ. 指摘事項（是正又は改善を求めるもの）

該当なし

ロ. 要望事項（改善について検討を求めるもの）

該当なし

ハ. 留意事項（事務処理上留意すべき事項）

次の事項については、留意事項として事務処理に当たり留意されたい。

① 収入事務に関する事項

該当なし

② 支出事務に関する事項

・「支出負担行為伺兼決定書 5年」簿冊において、支出負担行為伺兼決定書に決裁日の記載されていないものがあった。
(福祉指導監査課)

・「法人連携協定による人材派遣支援 5年」簿冊において、課長専決の規定が改正前の事務決裁規程の条項になっているものがあった。
(福祉指導監査課)

・「共通事務の支出に係る納品・履行確認書類 5年」簿冊において、支出負担行為決議書に決裁日、支出負担行為日の記載されていないものがあった。
(福祉指導監査課)

③ 契約事務に関する事項

該当なし

④ 現金等管理事務に関する事項

該当なし

⑤ 物品管理事務に関する事項

該当なし

⑥ 行政文書の作成及び管理に関する事項

該当なし

⑦ 職員の給与・手当等に関する事項

該当なし

（３）消防局

イ．指摘事項（是正又は改善を求めるもの）

該当なし

ロ．要望事項（改善について検討を求めるもの）

該当なし

ハ．留意事項（事務処理上留意すべき事項）

次の事項については、留意事項として事務処理に当たり留意されたい。

① 収入事務に関する事項

- ・「調定決議書（５年）」簿冊において、調定決議書に決裁年月日の記載されていないものがあった。（消防総務課）

② 支出事務に関する事項

該当なし

③ 契約事務に関する事項

該当なし

④ 現金等管理事務に関する事項

該当なし

⑤ 物品管理事務に関する事項

該当なし

⑥ 行政文書の作成及び管理に関する事項

該当なし

⑦ 職員の給与・手当等に関する事項

該当なし

(4) 環境部

イ. 指摘事項（是正又は改善を求めるもの）

該当なし

ロ. 要望事項（改善について検討を求めるもの）

該当なし

ハ. 留意事項（事務処理上留意すべき事項）

次の事項については、留意事項として事務処理に当たり留意されたい。

① 収入事務に関する事項

- ・「調定決議書（5年）」簿冊において、調定決議書に決裁年月日の記載されていないものがあった。

（公園みどり推進課）

② 支出事務に関する事項

- ・「支出負担行為伺兼決定書（花とみどりの相談所）5年」簿冊において、支出負担行為伺兼決定書に負担行為日の記載されていないものがあった。

（公園みどり推進課）

③ 契約事務に関する事項

- ・「緑化リーダー養成講座及び子ども体験学習等支援業務」について、随意契約ガイドラインに基づく随意契約理由が公表されていなかった。

（公園みどり推進課）

- ・「委託契約関係（花とみどりの相談所）10年」簿冊において、契約書の契約保証金の納付免除の条項適用を誤っていたものがあった。

（公園みどり推進課）

④ 現金等管理事務に関する事項

該当なし

⑤ 物品管理事務に関する事項

- ・公園占用許可申請書の申請年月日が許可日より後の日付になっていたものがあった。

（公園みどり推進課）

⑥ 行政文書の作成及び管理に関する事項

該当なし

⑦ 職員の給与・手当等に関する事項

該当なし

(5) 都市計画推進部

イ. 指摘事項（是正又は改善を求めるもの）

該当なし

ロ. 要望事項（改善について検討を求めるもの）

該当なし

ハ. 留意事項（事務処理上留意すべき事項）

該当なし

① 収入事務に関する事項

② 支出事務に関する事項

③ 契約事務に関する事項

④ 現金等管理事務に関する事項

⑤ 物品管理事務に関する事項

⑥ 行政文書の作成及び管理に関する事項

⑦ 職員の給与・手当等に関する事項

(6) 一般財団法人豊中市住宅協会

イ. 指摘事項（是正又は改善を求めるもの）

該当なし

ロ. 要望事項（改善について検討を求めるもの）

該当なし

ハ. 留意事項（事務処理上留意すべき事項）

該当なし

① 収入事務に関する事項

② 支出事務に関する事項

③ 契約事務に関する事項

④ 現金等管理事務に関する事項

⑤ 物品管理事務に関する事項

⑥ 行政文書の作成及び管理に関する事項

⑦ 職員の給与・手当等に関する事項

(7) 市民協働部

イ. 指摘事項（是正又は改善を求めるもの）

該当なし

ロ. 要望事項（改善について検討を求めるもの）

該当なし

ハ. 留意事項（事務処理上留意すべき事項）

次の事項については、留意事項として事務処理に当たり留意されたい。

① 収入事務に関する事項

該当なし

② 支出事務に関する事項

- ・「支出負担行為伺兼決定書 5年」簿冊において、支出負担行為伺兼決定書の決裁日が負担行為日より後の日付になっているものがあった。
(庄内出張所)
(新千里出張所)

③ 契約事務に関する事項

該当なし

④ 現金等管理事務に関する事項

該当なし

⑤ 物品管理事務に関する事項

該当なし

⑥ 行政文書の作成及び管理に関する事項

該当なし

⑦ 職員の給与・手当等に関する事項

該当なし

(8) 都市基盤部

イ. 指摘事項（是正又は改善を求めるもの）

該当なし

ロ. 要望事項（改善について検討を求めるもの）

該当なし

ハ. 留意事項（事務処理上留意すべき事項）

次の事項については、留意事項として事務処理に当たり留意されたい。

① 収入事務に関する事項

該当なし

② 支出事務に関する事項

・「支出負担行為兼決定書（５年）」簿冊において、支出負担行為何兼決定書に決裁日、負担行為日の記載されていないものがあった。（交通政策課）

・「支出負担行為兼決定書（５年）」簿冊において、支出負担行為何兼決定書（単価契約）の負担行為日が請求書の日付となっていないものがあった。

（交通政策課）

③ 契約事務に関する事項

・地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号の規定に基づく随意契約において、記載理由の不十分なものがあった。（交通政策課）（基盤管理課）

（基盤保全課）（維持修繕課）

④ 現金等管理事務に関する事項

該当なし

⑤ 物品管理事務に関する事項

該当なし

⑥ 行政文書の作成及び管理に関する事項

該当なし

⑦ 職員の給与・手当等に関する事項

該当なし

(9) 市立豊中病院事務局

イ. 指摘事項（是正又は改善を求めるもの）

該当なし

ロ. 要望事項（改善について検討を求めるもの）

該当なし

ハ. 留意事項（事務処理上留意すべき事項）

次の事項については、留意事項として事務処理に当たり留意されたい。

① 収入事務に関する事項

該当なし

② 支出事務に関する事項

該当なし

③ 契約事務に関する事項

・「工事請負等の契約事務及び検査事務に係る一件綴10年」簿冊において、契約保証金の納付免除を第110条第1号適用としていたが、保証証券ではなく履行保証保険込書のコピーの添付されていたものがあった。又、支出負担行為決議書に決裁年月日の記載されていないものがあった。（病院総務課）

・地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づく随意契約において、記載理由の不十分なものがあった。（病院総務課）

④ 現金等管理事務に関する事項

該当なし

⑤ 物品管理事務に関する事項

該当なし

⑥ 行政文書の作成及び管理に関する事項

・「実習3年」簿冊において、起案文書に施行日が記載されていないもの、病院事務決裁規程の条項を誤っていたものがあった。（病院総務課）

⑦ 職員の給与・手当等に関する事項

該当なし

(10) 上下水道局

イ. 指摘事項（是正又は改善を求めるもの）

次の事項については、速やかに所要の措置を講じられたい。

◆排水量認定に係る報告について（窓口課）

「工業用水・井戸水汚水排出量認定 5年」簿冊において、一部の事業者に対して、下水道条例に定める毎使用月の申告によらず、前年の年間実績の報告に基づいて排出量を認定していることを示す記載が見受けられた。

措置通知公表日	令和7年1月30日	公表第1号
---------	-----------	-------

ロ. 要望事項（改善について検討を求めるもの）

該当なし

ハ. 留意事項（事務処理上留意すべき事項）

次の事項については、留意事項として事務処理に当たり留意されたい。

① 収入事務に関する事項

・同一水量の使用時における隔月計量による使用料（継続使用時）と日割算定による使用料において、合理性の検証を要するケースが生じる懸念がある。（窓口課）

② 支出事務に関する事項

該当なし

③ 契約事務に関する事項

・「手数料関係（浄水係） 5年」簿冊及び「大阪府市町村水道水質共同検査 5年」簿冊において、契約締結に係る伺の決裁区分の根拠規定を豊中市上下水道局事務決裁規程別表6（4）とすべきところ、令和5年3月31日豊中市企業管理規程第4号による改正前の規定によったものと推量される同規程別表6（3）としているものが2件あった。（浄水課）

④ 現金等管理事務に関する事項

該当なし

⑤ 物品管理事務に関する事項

該当なし

⑥ 行政文書の作成及び管理に関する事項

該当なし

⑦ 職員の給与・手当等に関する事項

該当なし